

==== 公布された条例のあらまし ====

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、部分休業を定める条項が改正されたことにより、関係する次の条例について所要の規定の整備を行う。

ア 職員の育児休業等に関する条例

イ 任期付職員の採用等に関する条例

ウ 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例

エ 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

オ 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(2) 施行期日は、平成19年8月1日とする。